

## 広島県告示第九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年一月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
水呑（三三三一 c）	広島県福山市水呑町洗谷地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
崩壊 急傾斜地の 次の図のとおり	表区 域 示の		
水呑（三三三一 七 c）	区域の名称		
崩壊 急傾斜地の 次の図のとおり	の自然現象 の原因となる の発生原 因の土砂災害 の自然現象 の原因となる の発生原 因の土砂災害 の自然現象 の原因となる の発生原 因の土砂災害		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。